

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：高知市水道事業会計

事業名	末端給水事業，簡易水道事業（水道事業）		
事業開始年月日	大正14年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	職員数（H22. 4. 1現在）	164人	
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	75円（平成21年度）	財政力指数	0.599（平成21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨時債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	92.4（平成21年度）	実質公債費比率（％）	19.2（平成22年度）
		将来負担比率（％）	257.7（平成21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<ul style="list-style-type: none"> ↳ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ↳ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <p>該当なし</p>
<p>〔旧法による合併期日：平成17年1月1日 合併前市町村：高知市，鏡村，土佐山村〕法非適の3簡水を合併統合 〔新法による合併期日：平成20年1月1日 合併前市町村：高知市，春野町〕法適の1上水を合併統合 （告示日：平成19年4月16日）</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る高知市水道事業経営健全化計画（平成22年度）
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	高知市水道事業管理者 木藤 善治
既存計画との関係	高知市水道事業基本計画2007（H19～H28） 高知市新・定員適正化計画（H19～H24）
公表の方法等	広報紙（広報すいどう）・ホームページ（高知市水道局）
基本方針	1 事務事業の見直し 2 民間委託の推進 3 定員管理の適正化 4 給与の適正化 5 起債残高の抑制

基本的事項(つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位:千円)

区 分		旧運用部 : 年利5%以上 6%未満	旧運用部 : 年利6%以上 6.3%未満	旧運用部 : 年利6.3%以上 旧簡保 : 年利6.5%以上 旧公庫 : 年利6%以上	合 計
		旧簡保 : 年利5%以上 6%未満	旧簡保 : 年利6%以上 6.5%未満	旧公庫 : 年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	366,367.1			366,367.1
	補償金免除額	53,234.0			53,234.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	129,028.0	172,238.8		301,266.7

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	457,329			457,329
合 計 (A)		457,329			457,329
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		457,329			457,329

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	129,028	172,239		301,267
合 計 (A)		129,028	172,239		301,267
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		129,028	172,239		301,267

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰上金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>高知市では、平成15年度以降、有収水量の減に伴い料金収入の減少傾向が毎年度続いている。一方で人員の削減により職員給与費は減少し、また支払利息についても減少しており、結果として収益的収支の純利益は黒字を計上できている。また、平成21年度末での補てん財源残高は約43億円、起債残高は約271億円となっている。</p> <p>拡張の時期を終え維持管理の時期を迎えており、老朽化による各種施設の更新事業が主体となっている。また、南海地震にむけての各種安全対策事業にも取り組んでおり、送水幹線の二重化事業をすすめている。</p> <p>また、簡易水道事業については上水道と同じ会計（企業会計）で行っている。</p>	
経営課題	<p>課 題</p>	<p>南海地震対策・施設の老朽化による更新</p> <p>今後30年以内に60%以上の確率で発生すると言われている南海地震対策（施設・管路の耐震化、送水幹線の二重化等）や老朽化による施設更新が必要な時期を迎えており、これらの事業の実施に多額の経費が必要とされる。限られた財源のなか、平成19年9月に策定した『高知市水道事業基本計画2007』（平成19～28年度）に沿って、優先順位をつけながら計画的に事業を推進していく。</p>
	<p>課 題</p>	<p>事務事業の見直し・業務委託の推進</p> <p>水道事業を将来にわたって安定的に運営していくためには、適宜、事務事業の見直しを行いながら経営及び運営の効率化を図っていく必要がある。これまで、排水処理施設の運転管理業務や検針業務の民間委託などを行ってきたが、平成19年度に実施した事務事業の総点検に基づき、さらに業務委託を推進していく。</p>
	<p>課 題</p>	<p>定員の適正化</p> <p>社会情勢の変化や事業の執行体制に応じた定員管理が必要なことから、平成20年3月に新・定員適正化計画を策定した。これは、平成24年度が目標年度で、事務事業の見直しや業務の民間委託を推進により、達成を目指す。</p>
	<p>課 題</p>	<p>入札・契約制度の改善</p> <p>入札・契約制度については、透明性、競争性を確保するとともに、事務の簡素化・効率化を進めるために種々の施策を講じてきた。今後とも従来からの取組みを推進しつつ、より適切な制度を目指す。</p>
	<p>課 題</p>	<p>料金収入の確保</p> <p>家庭内への節水器具の普及、大口需要家の地下水への転換、地域経済の不況などによる有収水量の減少による料金収入の低迷が続いている。特に、大口需要家の地下水への転換については、本市が現在採用している逦増制料金体系が要因の一つであるとも考えられることから、体系の見直しについての検討が必要であると考えている。</p>
	<p>課 題</p>	<p>給与の適正化</p> <p>職員給与については国に準拠した適正な運用を行っているところであるが、給料の独自カットや特殊勤務手当の見直しを行っており、今後、社会状況に応じ適宜見直しを行い、適正化に努めていく。</p>
留意事項	鉛製給水管の解消	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 償	1,222	1,359	4,472	2,704	2,078	1,682	1,433	2,553	1,391	2,080
	2. 他 会 計 出 資 金	116	133	124	64	132	27	19	86	118	209
	3. 他 会 計 補 助 金					11	456			1	1
	4. 他 会 計 負 担 金	41	26	37	40	39	45	45	45	45	45
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	2	14			152	205	47	48	59	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	72	74	78	21	1		20	20	20	20
	9. そ の 他	3									
	計 (A)	1,456	1,606	4,711	2,829	2,413	2,415	1,564	2,752	1,634	2,355
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					13					
	純 計 (A)-(B) (C)	1,456	1,606	4,711	2,829	2,400	2,415	1,564	2,752	1,634	2,355
	1. 建 設 改 良 費	1,523	1,491	2,642	1,953	3,173	3,048	3,262	3,558	3,778	6,825
	うち 職 員 給 与 費	177	190	195	170	164	165	190	190	190	190
	2. 企 業 債 償 還 金	2,994	2,753	5,062	3,571	2,097	1,761	1,808	1,952	1,226	1,146
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他	150	37	58	12	118	45	48	35	34	29	
計 (D)	4,667	4,281	7,762	5,536	5,388	4,854	5,118	5,545	5,038	8,000	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	3,211	2,675	3,051	2,707	2,988	2,439	3,554	2,793	3,404	5,645	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,314	1,621	1,892	1,101	2,840	1,259	2,364	1,643	2,326	4,493
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	820	991	1,040	1,081		1,027	1,042	988	906	835
	3. 繰 越 工 事 資 金						13				
	4. そ の 他	77	63	119	525	148	140	148	162	172	317
計 (F)	3,211	2,675	3,051	2,707	2,988	2,439	3,554	2,793	3,404	5,645	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	29,976	28,582	27,993	27,125	27,106	27,027	26,652	27,252	27,417	28,351	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		92	85	80	84	78	85	74	85	89	92
	うち 基 準 内 繰 入 金	60	54	52	58	56	65	55	55	56	58
	うち 基 準 外 繰 入 金	32	31	28	26	22	20	19	30	33	34
資 本 的 収 支 分		157	159	161	104	183	528	64	132	164	255
	うち 基 準 内 繰 入 金	157	159	161	104	172	73	64	132	164	255
	うち 基 準 外 繰 入 金					11	455				
合 計	249	244	241	188	261	613	138	217	253	347	

(3) 経営指標等

(単位: %)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率 (%)	110.4	113.0	111.1	110.4	112.9	112.0	110.8	109.5	108.6	107.6	
資本費 (円又は%)	83	81	79	76	75	76	76	78	79	79	
総収支比率(法適用) (%)	115.0	116.7	116.3	115.7	116.7	115.7	114.4	113.3	112.5	111.5	
経常収支比率(法適用) (%)	115.2	116.9	116.6	115.8	117.0	115.8	114.6	113.5	112.7	111.7	
営業収支比率(法適用) (%)	136.9	137.9	132.9	127.3	127.9	126.5	125.2	123.4	122.5	121.5	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.2	1.0	1.2	1.3	
	うち基準内繰入金 (%)	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8	0.8	
	うち基準外繰入金 (%)	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5	
	資本的収入分 (%)	10.8	9.9	3.4	3.7	7.6	21.9	4.1	4.8	10.0	10.8
	うち基準内繰入金 (%)	10.8	9.9	3.4	3.7	7.1	3.0	4.1	4.8	10.0	10.8
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	18.9	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価₁ / 給水原価₂ × 1001 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	「一般用」については口径別の通増制。(用途別としては他に「浴場用」、「特別用」あり。)直近の料金改定はH14.7月(改定率7.5%)。計画期間(H22～H26)中の料金改定なしと想定。 H22については、H22.8月末時点での有収水量、供給単価実績から、H21年度実績と同じ見込。H23年度以降は漸減しながら推移すると見込んだ。
2 他会計繰入金の見込み	H22年度当初予算で計上された繰入金の項目については、計画期間中継続されると想定。 なお、簡易水道事業の収支差補てんの繰入金については、基準外ではあるが「簡易水道は本来一般会計で行うもの」とのスタンスにより継続するものとした。 また、H21、H22の資本的収入における基準外繰出金は、国のH21年度補正予算で創設された「地域活性化・公共投資臨時交付金」で、一般会計を経由して水道局が受け入れるもの。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	旭浄水場更新事業(全体計画H17～H28、うちH22～26事業費約49億円。財源:起債。)針木浄水場～九反田配水所間の送水幹線二重化事業(全体計画H18～H32、うちH22～26事業費約26億円。財源:起債、一般会計出資金。)非常用貯水槽の設置(うちH22～26事業費約6千万円。財源:起債、一般会計出資金。)鏡・土佐山地区簡易水道施設整備(H22～26事業費約5億円。財源:国庫補助金、起債。)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	起債繰上償還の原資は、すべて自己資金とし、借換は行わないこととした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方(設定方法等)や、料金水準に対する考え方(類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠(有収水量や利用者数の推移等)等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること(「料金収入の見込み」については要記入のこと)。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
定員管理		平成20年3月に策定した新・定員適正化計画(平成24年度目標値:167人)に基づき取り組みを進めている。 (平成22年度計画値:177人に対して,平成22年度実績164人) 【各数値はすべて年度当初の正職員数】
給与のあり方		
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		給与構造の見直し及び地域手当については,国に準拠して導入している。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		高知市水道局では,技能労務職の給与について国の行政職俸給表(二)の導入に至っていないが,早期の導入を目指し,技能労務職員の給与の見直しと定数の削減について,労働組合との協議を行っている。 なお,高知市水道局での技能労務職員については平成8年度を最後に採用を中止しており,今後も採用予定なし。
退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特昇については平成17年1月1日で廃止し,退職手当については国に準拠し支給している。
福利厚生事業のあり方		地方公務員共済組合法に定められた負担割合に基づき運用している。
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		施設の維持管理費等の削減のため,施設の維持管理業務の民間委託を検討中。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用		高知市水道局ではこれまで,排水処理施設の運転管理業務や検針業務などの民間委託を行ってきた。 高知市は,平成20年3月にアウトソーシング推進計画を策定し,その中で水道事業では,料金課業務(営業部門),電算事務,浄水場運転管理業務を対象とした。その計画に基づき取組を進めている。料金課業務については平成22年1月に業者と委託契約を締結した(委託する業務の期間は平成23年1月から5年間)。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		高知市では、平成14年7月に平均改定率7.5%の料金改定をおこなった。現在の料金水準は同規模の他都市平均と比べて低くない。 なお、逓増制料金体系の一部見直しについて平成22年度中に方針を決める予定。
料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		高知市では、予算及び決算の状況を広報紙においてそれぞれ年1回公表しているほか、「高知市水道事業基本計画2007(高知市水道ビジョン)」、「事業年報」、予算書・決算書等をホームページで公表している。
行政評価の導入		全ての事務事業について、執行結果を客観的に評価できる仕組みを検討するとともに、政策評価につなげていくため、行政評価システムを平成21年度から導入した。
4 その他		高知市水道局では、平成22年度中にアセットマネジメント手法を用いて中長期的な水道施設の改築・更新計画を策定する予定。 また、南海地震対策事業の中で、一般会計出資債の対象である送水幹線二重化と非常用貯水槽設置については、一般会計の財政状況を鑑みて、一定の期間凍結することとした。(送水幹線二重化:平成22年度～平成23年度凍結,非常用貯水槽設置:平成22年度～平成25年度凍結。)
		高知市では、入札・契約制度について平成18年10月に郵便入札、公募型指名競争入札制度を導入、また、平成19年10月からは事後審査型一般競争入札制度を導入するなど、透明性・競争性を確保するとともに、事務の簡素化・効率化を図ってきたところである。今後、品質確保や優良業者育成の観点から総合評価方式の採用を検討することとしている。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

- 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
定員の適正化	高知市水道局では、事務事業の総点検による業務委託の推進計画に基づく新定員適正化計画を平成20年3月に策定し(目標:平成24年4月正職員167人)、定員の適正化に努めている。 なお、改善額は各年度の「平均給与額×純減数」で算出。
給与の適正化	給与構造の見直し及び地域手当については、国に準拠して導入している。高知市水道局では、特殊勤務手当について廃止を含めた見直しをおこない、平成14年度から平成18年度までに121百万円の削減をした。また、平成17年度から高知市として独自の給料カットをおこなっている。(平成17年度削減額:37百万円、平成18年度削減額:19百万円、平成19年度削減額:9百万円、平成20年度削減額:7百万円、平成21年度削減額:6百万円)
入札・契約制度の改善	高知市では、入札・契約制度について平成18年10月に郵便入札、公募型指名競争入札制度を導入、また、平成19年10月からは事後審査型一般競争入札制度を導入するなど、透明性・競争性を確保するとともに、事務の簡素化・効率化を図ってきたところである。今後、品質確保や優良業者育成の観点から総合評価方式の採用を検討することとしている。 高知市水道局において従来の指名競争入札と比較すると、平成19年度実績:平均落札率 8.9%(77百万円)の効果、平成20年度実績:平均落札率 4.1%(51百万円)の効果、平成21年度実績:平均落札率 5.0%(100百万円)の効果が表れている。
事務事業の見直し・業務委託の推進	料金課業務の外部委託に合わせて、水道会計システムをパッケージ製品に切り替えることにより、平成23年度中にホストコンピュータを廃止し電算管理費を削減する。 平成22～26年度の削減額は、約90百万円の見込。(平成22～26年度水道会計システム開発・維持約58百万円。平成23～26年度ホストコンピュータ賃借料約 148百万円)
一般会計等からの基準外繰出しの解消等	収益的収入において一般会計から「簡易水道事業の収益的収支差補てん」として基準外繰出しをもらっているが、この繰出しについては市内7か所にある簡易水道の上水道統合(目標年度:平成28年度)の進捗に応じて、縮減・解消される見込み。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計	
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値												
		企業債現在 高												
		延長計画の目標値												
			28,582	28,455	28,301	28,038	27,866	28,396						
				27,993	27,125	27,106	27,027	26,652		27,252	27,417	28,351		

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)												
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他()												
		改善効果額												
		【経費の削減】												
		職員給与費の適正化												
		職員給与費(退職手当以外)												
		改善効果額		62	51	51	51	50	264					
	その他(給料カット)													
	改善効果額		11					11						
	その他(人員減)													
	改善効果額		51	51	51	51	50	253						
	維持管理費等													
	改善効果額(適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)		72	72	72	72	72	360						
	その他()													
	改善効果額													
									当初計画改善効果額 合計	624				
									(参考)当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	566				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)												
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他()												
		改善効果額												
		【経費の削減】												
		職員給与費の適正化												
		職員給与費(退職手当以外)												
		改善効果額												
	給与水準													
	改善効果額													
	その他()													
	改善効果額													
	維持管理費等					77	118	60		39	39	39		
	改善効果額(適正化)						41	17		38	38	38	90	
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他()													
	改善効果額													

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	90
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	
A + B + C	90
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	53

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)
経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	325	325	321	319	318	318	318	318	318	318
年間総有収水量 (千m ³)	42,377	41,857	41,015	39,953	39,410	39,410	39,143	38,878	38,615	38,353
公称施設能力 (m ³ /日)	196,564	196,564	196,564	196,564	196,564	196,564	196,564	196,564	196,564	196,564
1日最大配水量 (m ³ /日)	145,373	139,796	136,511	133,002	128,421	128,421	127,551	126,687	125,830	124,976
最大稼働率 (%)	74.0	71.1	69.4	67.7	65.3	65.3	64.9	64.5	64.0	63.6
供給単価 (円/m ³)	176.6	175.9	175.1	176.1	174.9	174.9	173.9	172.8	171.7	170.7
給水原価 (円/m ³)	161.3	156.9	158.9	160.9	156.3	157.8	158.3	159.2	159.6	160.2

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

高知市内の簡易水道事業については上水道事業と合わせて一つの公営企業会計でおこなっている(ソフト統合)。
簡易水道については、これまで上水道への統合(ハード統合)を順次すすめており、現在残っているのは周辺地区の5か所(行川吉井、領家、鏡小浜、土佐山平石、土佐山弘瀬)と地下水源の豊かな2か所(宗安寺、朝倉米田)となっている。宗安寺、朝倉米田の2簡水については上水道へのハード統合をすすめていく予定。
なお、「簡易水道事業統合計画書」については、平成21年度に厚生労働大臣に提出した。その中で統合目標年度を平成28年度としている。